

報告第 16 号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 11 月 25 日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第 10 号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成 17 年 11 月 24 日議決）第 1 号及び第 2 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 10 月 14 日専決

新城市長 下 江 洋 行

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和 7 年 8 月 29 日 午後 0 時 15 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 新城市竹広字宮川地内 市道大宮線 |
| 3 | 賠償する相手方 | 豊川市在住 50 代男性 |
| 4 | 事故の概要 | 市職員が東郷中学校の敷地の草刈をしていたところ、同学校の前面にある市道大宮線を通行する車両に飛び石が当たり、当該車両のフロントガラス及びヘッドライトを破損させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 480,876 円 |

第 136 号議案

令和 7 年度新城市一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 7 年 11 月 25 日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第 9 号

令和 7 年度新城市一般会計補正予算（第 3 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和 7 年 10 月 14 日専決

新城市長 下 江 洋 行

第 1 3 7 号議案

新城市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例（平成 2 8 年新城市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新			旧		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
名称	所在地	利用可能施設	名称	所在地	利用可能施設
旧鳳来西小学校体育施設から旧連谷小学校体育施設までの項（略）			旧鳳来西小学校体育施設から旧連谷小学校体育施設までの項（略）		
旧開成小学校体育施設	（略）	（略）	旧開成小学校体育施設	（略）	（略）
			<u>旧巴小学校体育施設</u>	<u>新城市作手清岳字コメ沢 9 番地</u>	<u>体育館及びグラウンド</u>
旧協和小学校体育施設の項（略）			旧協和小学校体育施設の項（略）		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、廃校体育施設としての利用を終了するため必要があるからである。

第 138 号議案

新城市監査委員の選任

次の者を新城市監査委員に選任したいから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和7年11月25日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
████████████████████	柴 田 賢治郎	██████████

理 由

この案を提出するのは、議員のうちから選任された監査委員が令和7年11月12日をもって任期満了となったため必要があるからである。